

## 〈4〉 輸出規制番号の国際化案に関する 産業界の懸念とこれに関する考え方について

—機を逃さず、漸進することの必要性—

CISTEC輸出管理委員会事務局

輸出規制番号の国際化（EU 規制リストへの準拠）については、CISTECにおいて、これまでその実現に向けて輸出管理のあり方専門委員会総合分科会内に規制番号国際化実現WGを設置して検討作業を進めるとともに、具体案の作成作業を続けてきています。昨2011年10月に同専門委員会として要望書を提出するとともに、本年2月に、CISTECと日本機械輸出組合、日本貿易会の三団体連名で、経済産業省に対して改めてその推進を要望したところです。

現在、国際化の具体案について、経済産業省の担当課である安全保障貿易管理課とも密接な意見交換を進めてきていますが、平行して産業界内の情報と認識の共有を促進し、内部コンセンサスの形成に向けて調整を急ぐべく、上記意見交換も踏まえて本年1月に経済産業省から提示のあった国際化案について、5月から6月にかけて、CISTEC輸出管理委員会内のすべての分科会と委員会において、国際化案の具体的イメージや課題等についての説明を事務局において行ってきました。

その国際化案の内容は、別途ご紹介する通りですが、規制番号国際化の必要性については誰も異論はない一方で、具体的に実施するに当たってはいくつかの懸念があることも事実です。最も基本的な懸念は、新しい体系に移行するための社内対応のためのシステム改修、該非判定データベースの再構築等のためのコスト負担です。それについては、産業界が国際化を要望したものである以上、体系が見直されることに伴うコスト負担を理由に国際化を否定することはできないものの、具体的な国際化案がその負担に相応する然るべきメリットがあるものにしてもらう必要があるということかと思えます。

以下、事務局が各方面にご説明した中で示された

主な懸念について、その内容と考え方をご紹介します。

### I 具体的国際化案のポイント

現在、事務局及び経済産業省とで協議している具体案のポイントは、以下の通りです。

- (1) 現行の輸出貿易管理令の別表第1の番号体系は維持しつつも、政省令ベースでEU規制リストと一対一の対応となるように整理した上で、項の中をEU規制のカテゴリ順に並び変える。
- (2) その上で、政令項番とEU規制リストの「読替表」をオーソライズした形で定める。
- (3) 申請コード番号は、EU規制リストに即した番号等とし、申請は申請コード番号で行う。

### II 産業界内の懸念とそれについての考え方

#### 1 懸念その1

「なぜ、EU規制リストそのもの（アルファベット表記等も含めて）が直ちに採用できないのか？なぜ読替なのか？」

- (1) これは、最初に誰もが抱く疑問かもしれませんが、しかし、この点については、外為法令だけでは解決できない法令の表記の問題があります。

EU規制リストでは、当然のことながらアルファベットとアラビア数字とで表記されていますが、我が国の法令では、今でも漢数字とイロハが基本です。これについては、法令自体の国際化対応のために我が国の行政府と立法府全体の課題として検討されるべき点だと思われませんが、短期間のうちに経産省のみで解決できる問題ではありません。

したがって、政省令ベースでリスト品を規定

している現状では、漢数字、イロハ等の表記は維持せざるを得ません。

- (2) このため、読替表を作り、それをオーソライズする形で、実質的にEU規制リストへの適用を実現しようとするものです。EU規制リストとは政令ベースで一対一の対応関係が確保され、かつ、政令と省令が一対一の対応関係が確保されますので、EU規制リストの表記法（例：1A001）で、許可申請や通関等の実務は行えるようになります。

法令上の制約を踏まえつつ、実務面でEU規制リストが使えるようにするという「苦心の作」と言えます。

- (3) 他方、表記法の問題については解決の道筋もあると思われまますので、後述します。

## 2 懸念その2

「読替表を定める場合に、EU番号として、5桁までしか提示されていない。通関は5桁でよくても、該非判定や社内管理、国際展開は6～10桁のベースで行うことになるので、その細部の桁数までの対応が図られないと関連業務の遂行に支障が出てくる。」

- (1) 許可申請や通関では、5桁で済むとしても、社内での該非判定や、取引先からの該非判定依頼に対しては細部の桁数の貨物区分で判定することになります。また、特例の適用対象や告示貨物、包括許可適用対象マトリックス等は省令番号ベースで規定されていますし、輸出許可申請書の明細書部分でも省令番号が必要になりますから、それらの管理運用の上では、細部の桁数までの対応関係について、何らかの形でのオーソライズが必要と思われまます。
- (2) 2010年秋に経産省が公表した「政省令-EU規制リスト対比表」では6～10桁を含むものとなっていますから、新たに策定される読替表においても、同様の桁数での読替が強く期待されるどころです。
- (3) ただ他方で、上記国際化案では、下記「3 懸念その3」に述べる理由により、完全にEU規制リストと同じということにならないため、経産省に対して細部の桁まで「読替表」として定めることを求めるとしても、すべてEU規制リ

ストと同一のコード表記にはならないことや、改正時期のずれによっても内容が一時的にせよ異なってくる点等を、産業界側としても十分に理解しておくことが必要と考えられます。そういう意味では、これまでのご説明では、「読替表」という言葉を使っていますが、「国際レジームを踏まえたEU規制番号表記に準じた品目コード表」という表現のほうが適切かもしれません。

なお、該非判定の局面だけであれば、CISTECが作成する細部の読替表を、経産省当局にも実質的に認知してもらった上で、産業界としてのデファクトの統一的な細部読替表とする方策もあり得ると思われまます（CISTECが発行するパラメータシートやガイダンス、公表リスト等は、税関や警察においては、ほぼ無条件に受け容れられています）。ただやはり、産業界としては、特例、告示貨物、マトリックスの対象の管理や許可申請等の局面においてもEU規制番号に準じた品目コードで管理したいと考えており、細部の桁数までのEU規制番号に準じた品目コードを経産省が何らかの形でオーソライズすることが必要と思われまますので、この点は引き続き調整してまいります。

## 3 懸念その3

「EU規制リストに準拠するといっても、一部で異なってくることはなぜなのか。完全に同一にはできないのか。」

EU規制は各レジームの国際合意を尊重し、これに則って規定することを基本としていますが、各レジームの合意事項を、自国法としていつからどのような内容で規制するか、独自の規制を加味するか等について各国の裁量が認められています。従い、合意内容の施行時期や内容についての完全統一はそもそもできません。国際化案におけるEU規制との主な相違点は、我が国が従来からのWMD優先分類、EU規制がWA優先分類を採用していることによります。具体的には以下の通りです。

- (1) 一部の規制品目、例えば工作機械のフライス盤で、WA規制とNSG規制の両方に該当する場合、EU規制リストで2B001.bとなるものが、国際化案では例えば2B201.aとなります。すな

わち全く同じ仕様のフライス盤でもEU規制の品目番号と国際化案の品目番号が異なります。

(2) この理由は、国際化案は経産省の方針に基づき、大量破壊兵器関連品目を優先分類し、WAにより規制される通常兵器関連品目を次位分類としているためです。WA規制を優先して分類するEU規制では、フライス盤の場合、先ずWAリストに該当する機械が2B001.b.と判定され、2B001.b.に非該当でかつNSG規制に該当する機械が2B201.a.と判定されます。一方国際化案では現行省令と同様、2項に該当する機械が先ず2項（NSG）該当品とされ、これ以外の仕様の機械が6項（WA）該当品になるからです。

(3) したがって、大量破壊兵器品目を優先させて分類する現行方針を改め、EU規制が採用しているWAを第一順位とする体系に移行しない限り、規制品目番号を完全に一致させることはできません。あるいは逆にEU規制を大量破壊兵器優先分類に方針転換させることができれば、番号を一致させることが可能と思われます。

因みに、EUでもレジームのガイドラインに沿った運用が行われており、例えば、ドイツでは上記工作機械のフライス盤の場合、2B001.b.として判定されWA貨物として分類された場合であっても最終用途確認書・誓約書の提出を求めており、大量破壊兵器品目並の規制となっています。

(4) 方針の違いは、納得できる場合、それを理解し、受け入れることが必要です。この場合、国際化案の番号がEU規制の番号と異なることが、見れば直ちに分かるように番号に何らかのコードあるいは記号を付すということが考えられますが、このためには、例えば2項（NSG）に該当する工作機械であっても、WAに該当する工作機械であるかどうかの判定が必要になります。このようなEU規制と異なる番号に分類される品目の扱いをどうするのか検討していく必要があります。

(5) なおEU規則と我が国国際化政省令が、各レジームの規制リストのどの改定年次のものを採用しているかの違いにより、番号が異なる可能性があります。この違いは一過性のもので、

いずれ最新の改定年次のものに揃えば解消されます。

#### 4 懸念その4

「最終的なEU番号体系への移行の道筋が見えないまま、読替による二重管理の負担がいつまで続くのか分からないのは困る。」

(1) 輸出許可申請や通関、あるいは社内管理等がEU規制リストに即した形で可能になるとしても、現行の輸出令の体系が形式上は維持される以上は、公式の該非判定結果については、輸出令の項番に即したもので管理しなければならず、二重管理の負担が長期にわたって続くのは困る、という懸念です。

(2) この点については、法律や政令ベースでは、上述のように、表記がアルファベットやアラビア数字の全面的採用は難しいところがありますが、他方で、経済活動の準則についての国際合意を踏まえて、告示や通達レベルでは、表記自体も国際合意に即したものにしている例は決して少なくありません。例えば、標準産業分類等の統計分野、商標意匠等の知財分野などの例が挙げられます。

(3) 統計法では、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準として、「統計基準」を定めることとなっていますが、それを受けた告示である日本標準産業分類、日本標準職業分類等でも、同様の表記です。あるいは、商標法に基づく商標審査の運用基準（通達）の中で、類似商品コードをアルファベットと算用数字とで分類しています。

(4) 他方、外為法でも、輸出以外の取引については、すべて告示において規制対象が規定されています（外為関係、輸入関係）。いずれも、国際合意を迅速に反映するためとの理由によるものであり、輸出においても国際レジームを反映するものであることを踏まえれば、いずれは告示等のベースに委任することも視野に入ってくると思われますし、CISTECとしても引き続き、その点を要請していくこととしています。それが実現すれば、告示ベースで国際基準に即した表記、体系を規定することも可能になってくると思われます。その時点で、二重管理の問題は

解消されることとなります。

ただ、この二重管理の問題を現時点で完全に解決することはできませんが、上記の細部読替表の問題が解決すれば、読替後のコード番号ですべて管理することも可能になると思われます。一部、EU規制と異なる番号に分類される品目があるものの、全体として産業界における管理負担は、あまり大きなものにはならないのではないかと考えられます

### Ⅲ まとめ

- (1) 上記のように、産業界の懸念については解決可能なものであり、すぐには難しくとも、解決するための環境はいずれ整ってくると考えられます。
- (2) EU規制リストと一対一の対応を確保するように政省令が整備された上で、6～10桁までの細部の桁数まで含めた読替表が何らかの形でオーソライズされれば、それによって実務運用がなされるようになり、一部、EU規制と異なる番号に分類される品目があるものの、海外取引は、事実上一本の規制リスト番号によって展開できるようになることから、大きなメリットを享受することができると思われます。
- (3) 現行の規制リストを整理することになるのでそれに対応するためのITシステム整備や製品該非判定情報データベース再構築、社員の習熟等のコストが少なくないものになることは否定できません。しかし、今や我が国だけが異質で海外には適用できない規制リスト番号で運用している現況は望ましいものではなく、早晚国際的なデファクト標準に適合させなくてはなりません。そのためのコストはやむを得ないと思われれます。
- (4) この規制番号の国際化については、CISTEC事務局としても専任体制を整えて、WGの委員と意見交換をしながら、2年以上にわたり具体案の作成作業を積み重ねてきました。他方、経産省においても、産業界の要請に真摯に耳を傾けていただき、内閣府の「国民の声」に寄せられた要請を踏まえて、本年度中に方針を固めることとなっているなど、気運は熟しています。
- (5) 現在の具体案について、産業界内で一部の懸

念は残るとしても、いずれ解決可能であることを念頭におきつつ、大局を見据えて、この機を逃さず、漸進的であっても前に進むことが、産業界にとって大きな利益になるものと思われます。今回紹介させていただいた国際化の具体案について、産業界での早期コンセンサス形成について、ご理解とご協力をお願いする次第です。

(付言)

この規制番号国際化の具体化については、CISTECにおいて、この3年間、精力的に作業を続けてきました。事務局において、実際に詳細な対比に関する作業を続けてきたのは、元東芝輸出管理部主監を務めた清水正幸氏を中心としたチームでした。同氏は、不幸なことに舌下腺ガンという難病にかかり、舌の一部を切除されましたが、CISTECに平成21年10月に特命主任研究員として着任以降、会話が不自由な中で、この精緻な作業を精力的に続けられました。しかしながら、残念なことに、ガンが再発し、余命1年～2年と宣告されながらも、従前と変わることなく、作業を続けられました。

今回、経産省の案として提示されているもののベースとなっているのは、清水氏のこの膨大かつ精緻な作業の成果です。同氏は、この作業が日本の今後の輸出管理の基盤となるとの思いに自らを励まし、鎮痛剤を服用しながら、昨平成23年12月末まで変わらぬペースで作業を続け、ほぼその作業を完成させました。そして、それが経産省によってオーソライズされる日を思い描きながら、本年2月7日に眠るように逝去されました。

CISTEC事務局においては、産業界の懸念については十二分に理解しつつ、その中で現実的かつ最善と判断される案として現在の案を支持し、総合部会及び貨物部会のご理解を得つつ、他団体にもご理解をお願いしているものです(細部の桁数が前提)。

本案が、産業界のコンセンサスを得て、経産省によって正式に措置された暁には、清水氏の墓前に報告をしたいと思っております。産業界各位のご理解とご協力をお願いする次第です。